

登録教習機関の登録区分の全部廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条の規定による業務の登録区分の全部廃止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	コマツ教習所株式会社
登録教習機関の住所	横浜市港北区新横浜3-2-6 VORT新横浜6F
登録教習機関の代表者	代表取締役 牛山 徹
登録番号	第56号
廃止する登録技能講習	第56号-1 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 第56号-2 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 第56号-3 フォークリフト運転技能講習 第56号-4 ショベルローダー等運転技能講習 第56号-5 小型移動式クレーン運転技能講習 第56号-6 高所作業車運転技能講習 第56号-7 不整地運搬車運転技能講習 第56号-8 玉掛け技能講習 第56号-9 ガス溶接技能講習
廃止年月日	令和6年1月19日

令和5年12月28日

静岡労働局長